

津市新船舶建造に係る船舶仕様等検討業務委託仕様書

受注者は津なぎさまちと中部国際空港を高速船で結ぶ本市の海上アクセス運航事業（以下「海上アクセス運航事業」という。）における津市新船舶建造に係る船舶仕様等検討業務（以下「本業務」という。）について、契約書及び本仕様書のとおり履行するものとする。

1 業務委託名

津市新船舶建造事業に係る船舶仕様等検討業務委託

2 業務の目的

海上アクセス運航事業における新船舶の建造に当たって、本市が別途履行中の津市新船舶建造に係る基礎調査業務（以下「基礎調査業務」という。）による運航実績等の分析及び今後の需要予測等の検討を踏まえ、発注者が建造する船舶（以下「新船舶」という。）の規模、船質、船型、航海速力等、新船舶の仕様等を比較・検討するものとし、また本市が設置する津市船舶建造検討委員会（以下「委員会」という。）で使用する資料作成等に協力するものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 提出書類

(1) 契約締結時

- ア 業務着手届
- イ 業務実施計画書（事前に発注者の承認を受けること）
- ウ 工程表（事前に発注者の承認を受けること）
- エ 業務担当責任者選任届

(2) 随時（委員会開催時等）

- ア 新船舶仕様等の検討に必要な資料
- イ その他、発注者及び受注者が協議し、必要と認める資料

(3) 業務完了時

- 業務完了報告書（事前に発注者の承認を受けること）

5 業務担当責任者の選任

受注者は契約の履行に際し、業務担当責任者を定め、発注者に通知するものとする。

6 業務内容

(1) 新船舶の仕様の比較検討

発注者が契約締結後に提供する資料、基礎調査業務による資料、津航路の気象、海象等を考慮し、以下の検討項目について仕様の比較・検討すること。

検討項目	検討内容
規模 (総トン数等)	需要予測、津航路の気象・海象等を踏まえた船体の規模(総トン数、寸法等)の検討
船型	高速性、安定性等を踏まえた検討【双胴船、単胴船等】
船質	高速性、安定性、耐久性、耐腐食性等を踏まえた検討【アルミニウム合金、FRP等】
エンジン	出力(航行速力)、メンテナンスのしやすさ(頻度・費用・部品供給)、耐用年数等を踏まえた検討【海外製エンジン、国産エンジン等】
燃料	燃料費高騰や環境への配慮等を踏まえた燃料の検討【軽油、電気、ハイブリッド等】
機能	バリアフリー対応、多言語対応、フリーWi-Fi、USBポート等

(2) 運航体制等の検討

運航体制、運航ダイヤ、運賃及び上記(1)で比較する新船舶の新船舶の建造に係る費用などについて検討すること。

(3) 事業採算性の検証

基礎調査業務で行う需要予測、燃料費高騰の変遷及び上記(2)を踏まえた事業採算性を検証すること。

(4) 造船所の調査

上記(1)で比較する新船舶の建造が可能な造船所、その空き状況等の市場調査を行うこと。

(5) 新船舶建造後の体制（在り方）の検討

新船舶の建造後において、既存船カトレアの後継となる船舶の建造等を見据えた体制（在り方）を検討すること。

(6) 委員会の資料作成支援

委員会への出席は必須ではないが、委員会の開催に際し、発注者の求めに応じて会議資料の作成支援を行うこと。なお、公告時点で委員会の開催は、6月から11月に最大6回程度開催する可能性があることに留意すること。

7 中間報告

海上アクセス運航事業における新船舶建造の検討は、本業務、基礎調査業務及び委員会での協議と連動して進めることから、発注者と協議した上で、9月頃を目途に比較・検討の状況について、以下のとおり中間報告を行うこと。

- (1) 中間報告書 20部（カラーA4版）
- (2) 電子データ 1枚（CD-ROM又はDVD）
- (3) その他発注者が必要と認める資料

8 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間報告時1回、納品時を原則とする。打合せ場所は原則、津市本庁舎内で実施するが、必要に応じてWEB会議による開催も可能とする。受注者は本業務の適正な遂行を図るため、また、手戻りの生じないように発注者と緊密な連絡を保つこととする。打合せ後は、受注者が議事録を作成し、発注者の了承を得るものとする。

9 発注者の提供資料

- (1) 平成18年2月から令和8年3月までの運航実績（年度別・月別・曜日（平日・土日・祝日）別、時間別の利用者数、便数、運航ダイヤ等）
- (2) 基礎調査業務における調査資料
- (3) その他受注者からの申し出により、発注者が承認した資料

10 成果品の提出

本業務の成果品は報告書として次のとおり取りまとめること。

- (1) 報告書 20部（カラーA4版）
- (2) 電子データ 1枚（CD-ROM又はDVD）
- (3) その他発注者が必要と認める資料

11 その他

- (1) 仕様書に示されていない事項であっても、作業上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で対応するものとする。
- (2) 本業務で知り得た情報、資料等については、本業務の履行以外に使用してはならないものとし、一切外部に漏らしてはならない。本業務完了後も同様とする。
- (3) 業務履行に際して、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定し、受注者は誠実に履行するものとする。
- (4) 受注者は、業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、書面により発注者に届け出なければならない。業務担当責任者を変更した場合も同様とする。
- (5) 受注者は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、遅滞なく委託業務実績報告書又はこれに代わるものを発注者に提出しなければならない。